第52回 東京地方裁判所委員会

(令和3年2月26日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会(第52回)議事概要メモ

(東京地方裁判所委員会事務局)

第1 日時

令和3年2月26日(金)午後3時30分~午後5時00分

第2 場所

大会議室(東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎)

第3 出席者

(委員) 後藤博(委員長),市川充,門柳明子,桐山桂一,坂本かよみ,澤田千津子,島田一,白井智之,陣内紀惠,高瀬浩造,田中伸一,内藤順也,早瀬保行,福嶋永子,増田悦子,増田径子,松本利幸

(事務局) 東京地裁民事首席書記官,同刑事首席書記官,同事務局長,東京簡裁事務部長,東京地裁総務課長,同総務課課長補佐,同総務課庶務第一係長

(プレゼンター)

西野 吾一 東京地裁刑事第16部部総括裁判官

加藤 和広 東京地裁事務局長

松本 利幸 委員(東京地裁民事部所長代行者)

第4 議題

「犯罪被害者の保護について」

第5 配布資料

- ・ 西野吾一裁判官作成「刑事裁判手続における犯罪被害者保護の制度とその運用 について」と題するパワーポイントのプリント
- ・ 最高裁判所事務総局作成「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策 (概要) | と題するポンチ絵

第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介(後藤委員,白井委員,松本委員)
- 3 委員長選出

委員の互選により委員長として後藤委員が指名された。

4 議題(発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。)

【発言者の表示=◎:後藤委員長,○:委員,■:西野裁判官(プレゼンター)】

「刑事裁判手続における犯罪被害者保護の制度とその運用について」と題するパワーポイントを利用して, 西野裁判官から説明を行った後, 以下のとおり質疑応答があった。

○ 公開裁判の原則の下では非常に難しいと思うのですが、例えば、被害者が被告人の声を聴きたくないという場合であったり、あるいは証人である被害者を声で特定しよう

とする人もいたりすると考えられますが、デジタル化やコロナ禍で傍聴人も少ない中で、ビデオリンクというものをもっと前向きに活用することは考えられるのでしょうか。

- 声で特定されるのではないかとの御心配についてですが、今の制度は、声を変えるのを認めている制度とはなっておりません。おそらく、よほど特殊な声でなければ、声だけで特定されることは少ないという認識が背景にあるのではないかと、個人的には考えます。
 - 一方で、実際に直接法廷で話を聴くことは、適正な判断に資するということもあり、 重要性もあると思うので、それとどうバランスをとっていくかという問題と考えてお ります。
- テレビ等では犯罪に関わった人の声は変えていますが、性犯罪のように被害者が被告人の声を聴きたくないという場合や内部告発制度でも声でわかってしまうという問題もあるかと思うのです。デジタルの良さというのは、傍聴席だけでなく広く公開でき、秘匿すべきところは秘匿できるという両面を持っていることです。今のデジタル化の中で、もっと活用できるのではないかという意見です。
- 補足しますと、どうしても公開の法廷で証言したくない、傍聴人に聞かれたくないという意思が非常に強固な場合には、期日外尋問という形で、ほかの裁判所において非公開で証人尋問を行うという制度もあります。ただ、これも非常に例外的な制度で、なかなか条件が厳しいので、どんどん使うというものではありませんが、被害者の方を保護しなければならない場合は、使う余地はあるかと思います。
- ビデオリンクについて積極的な活用が望ましいという話がありましたが、平成28年に法改正があって他の裁判所とリンクして尋問を行えることになったのもその表れかと思います。また、昨年は新型コロナウイルスの蔓延によって、例えば高齢で基礎疾患があるので東京地裁に行きたくないという証人からの申出があった場合に、このビデオリンクを積極的に活用することとしています。
- 裁判所間の回線に関連して質問なのですが、刑事裁判に関する情報はデリケートなも のかと思いますが、その情報がクラウドに登載されるなどしているのでしょうか。
- ビデオリンクで使う回線は、裁判所だけで閉じられた形で繋いでいますので、クラウドに情報が載るということはありません。
- 医療の現場では長らくフェイス・トゥ・フェイスで患者を目の前で診るという歴史を 踏んできましたが、コロナの関係で、遠隔でもいい、診ないよりはいいというふうに 価値観が変わってきています。医療でもそのような状況ですので、裁判の現場は目の 前にいるということが前提かと思うのですが、それも変わっているのではないでしょ うか。先ほども話が出たように、同じ空気を吸いたくないという話は必ず出ると思う ので、そのあたりも考えて欲しいと思います。なおかつ、目の前にいないということ によって質が低下するのか。低下が微々たるものだとすると、利便性を考えると、ビ

デオリンクも積極的に考えてもらった方がいいと考えています。

- ◎ ビデオリンクは証人尋問の場合であり、関わりたくないけれど、法廷に呼び出される 代わりにビデオリンクで、ということです。被害者参加のときは、同じ法廷に出ると いうのが今の制度の前提です。
- 被害者の方の心情の陳述の場面についてですが、被告人が有罪か無罪かが決まる前に 行われますよね。そうすると、無罪推定が働いている中で被害者が陳述すると、裁判 員の方の判断に何らかの作用を及ぼしてしまうのではないか。そうならないように、 裁判所においてやっていることはありますでしょうか。
- 心情意見陳述は、法律上はあくまで量刑の一資料と位置付けられていますので、有罪無罪の判断資料としてはならないとされています。裁判員の方についても、あくまでもそれ以外の証拠によって、常識で考えて犯罪が認められるかどうか冷静に判断していただくものだと説明して、御理解をいただいていると考えます。
- 有罪となった段階で意見陳述という仕組みは考えられていないのでしょうか。
- 有罪無罪を決めてから量刑を決めるという,手続二分論という議論が昔からあるのですが,現行の制度ではこれらを分けてやることにはなっておりません。
- 手続二分論という、事実認定で有罪無罪の決着をつけた後、量刑の審理を行ってさらにもう一度判決を出すという制度論の提案があることは承知しています。実際に私たちが心掛けていることとして、裁判員の皆さんには、どこまでが有罪無罪の証拠として使っていいものなのかということや、その証拠調べが終わった後がもっぱら量刑に関係する証拠調べであるという区分けをお伝えして審理をしています。このことは評議室で説明する場合もありますし、法廷で説明することもあります。また、物理的に証拠調べの間に休憩時間を設けるという工夫もあります。先ほどの心情に関する意見陳述は、もっぱら量刑に関する証拠ですので、有罪無罪の証拠調べの後に行うように心掛けています。
- 刑事損害賠償命令は、数字を見ると、かなり有効に機能しているのだと驚きました。 費用も少ないし、期間も短いという点は評価すべきだと思いますが、民事訴訟を起こ した場合と賠償額が違うということが、裁判所の方では何か問題になっていますでしょうか。
- 私の場合は、刑事損害賠償命令について、判決に至るよりも和解が成立して解決した 方が多いです。また、損害論について当事者双方の言い分が食い違っているために、 刑事裁判官が判断するのは適切ではないと考えて民事訴訟に移行したという事件が何 件かあります。
- 被害者の匿名のことについてですが、性犯罪については、もともと知り合いであったり、名前や住所もわかっているというケースもあるかと思います。その場合に、二次的被害をおそれるとき、何か対処方法はあるのでしょうか。
- 裁判所としては、適正な量刑の判断をして、二度と再犯をしないようにしてもらうこ

としかできないと思います。裁判中の保護は警察になろうと思います。裁判所は中立 な立場ですので、できることが限られるかと思います。

- 法廷画家という人がいますが、写真じゃなければいいのですか。また、録音している かどうかを確認されているのですか。
- まず、法廷内は写真撮影が禁止されています。法廷画家については、実際ラフなものが多く、問題となった例はないと思います。録音については頭を悩ませており、基本的に法廷内では電子機器類の電源を切ってもらっています。ただ、機器が小型化し、高性能となっていますので、なかなか見抜くことが難しいですが、気を付けなければならないと考えています。電子機器類による録音や盗撮がないよう、裁判官だけでなく、裁判所職員一同気を付けています。
- 補充しますと、有名人の事件や著名事件、大型事件で傍聴人が多数来る場合は、傍聴券を発行しますが、法廷の入口で所持品を預かって、録画できる機材が法廷に持ち込まれないよう、警備関係の対応を行っています。
- 被害者の個人情報というのは、裁判の公開されている瞬間は秘匿されていたとしても、 記録などで残っている場合、その管理はどうしているのでしょうか。長年管理し続け るということですが、被害者の方にとっては年月は関係ないのかなと思うのです。
- 刑事裁判の記録は、裁判所に事件がかかっている間は、弁護人や被害者本人は記録を 閲覧できますが、一般の人が自由にできるものではありませんので、その心配はない と考えます。ただ、秘匿しなければならないものは、何かの拍子に見えたりしないよ う、あらかじめマスキングしています。
- この問題は、検察庁としても重大な問題と認識しています。最終的に確定した記録は 検察庁で保管しますが、保管している記録については、法律に基づいて一定の要件の 下で閲覧ができるので、第三者の目に触れる場面は考えられます。ただ、その場合で も、プライバシーにかかるものについてはマスキングするなどして、不必要なものが 第三者の目に触れないような処理をしています。

ここまでは、裁判が終わった後に記録をどう取り扱うかという話ですが、そもそも、 裁判所に出す記録自体に、プライバシーにかかわる情報は出すべきではないという議 論もあり、裁判所に提出する際も、不必要な情報が入らないようにしています。

- あとからマスキングという方法もあると思いますが、事前に必要でない情報は公開しないという話を聞いて安心しました。
- 弁護士の中には、犯罪被害者のサポートをする人もいますが、その人の話を聴くと、 裁判所でも運用を工夫してもらっているが、リクエストとして、特に被害者と被告人 に面識がない事案について、起訴状の匿名化が運用で何とかならないかという話があ りました。他方で、被告人や弁護人の立場からすると、起訴状に名前が載っていない ということは、攻撃防御の関係でも、事件の特定や一事不再理の関係からもなかなか 難しいと考えていますが、裁判所はどう考えていますでしょうか。

■ 起訴状における被害者の氏名の匿名化は、法律上正面から認められておらず、むしろ、被害者の氏名は、事件の特定や被告の防御のために重要なので、起訴状に記載されるのが大原則で、知られたくないという理由だけでは秘匿は難しいというのが制度の建前であり、実際の運用かと思います。ただ、およそ運用の余地がないかといえば、再被害のおそれが相当高いなど事案ごとの必要性に応じて、極めて例外的ですが、被害者の実名をカタカナ化するとか旧姓を記載する例もあるかと思います。

住所については、平成28年改正により、弁護人のみに知らせ、被告人に知らせない という措置もとられるようになりましたが、起訴状の匿名化については、立法の話と 理解しています。

5 報告

【発言者の表示=◆:加藤事務局長(プレゼンター), ◇:松本委員(プレゼンター)】 第45回から第51回までの委員会の場で各委員から受けた提案や意見に対する裁 判所側の対応状況について,加藤東京地裁事務局長及び松本委員から報告がなされた。

◆ 第45回の「労働審判を中心とした労働事件について」の際には、妊娠、出産、育児 に関連して労働審判を申し立てる女性の方も多いのではないかということで、女性の 労働審判員の割合が増えてもよいのではないかとの御意見を頂戴しました。

直近2年を調べたところ、平成31年4月1日現在では、労働審判員の男女別として、男性が123人、女性が13人で、総数136人のうち女性比率は約9.6パーセントでしたが、令和2年4月1日現在では、男性が112人、女性が15人で、総数127人のうち女性比率が約12パーセントと、若干ですが増加しております。

◆ 第47回の「裁判所における広報等について」の際には、裁判員選任の過程において、無断欠席率が高いのがもったいない、裁判員の出席率を上げるためには、職場における理解が重要であるという御意見を頂戴しました。裁判所としても、辞退率の上昇、出席率の低下については危機感を持っており、企業訪問をする計画を立てていることをお話しいたしました。この点、裁判員の方が参加しやすい職場環境の整備をお願いすべく、東京商工会議所本部や東京都内23区の支部、一般社団法人日本経済団体連合会、東京都中小企業団体中央会、東京中小企業家同友会、東京経営者協会の各団体を訪問することとし、令和元年9月に東京商工会議所本部を訪問したのを始め、東京経営者協会、東京中小企業団体中央会を訪問いたしました。東京商工会議所本部では、上記訪問とは別に同本部の経済法規委員会において説明する機会もいただきました。その他にも訪問する予定でしたが、現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で企業団体への広報活動は中断しており、今後の状況を踏まえ活動の再開を検討して参ります。

また、同じ回で、裁判所はウェブでの発信が弱い印象がある、何か情報を発信する 上で、最高裁のホームページのみを起点とするのではなく、もう少しアクセスしやす いホームページを用意するなどの工夫が必要ではないかという御意見を頂戴しました。 裁判所の現状としては、裁判所ウェブサイトの関連情報において動画を配信しているほか、YouTubeの裁判所のチャンネル(COURTS IN JAPAN)も動画を視聴できるようになっております。しかし、チャンネル登録者数は2440人と決して多くないのが現状です。

さらに、合同庁舎1階のパンフレット置き場についても、裁判所に入る際には視界に入らず、裁判所を出る際に初めてパンフレット類が置かれていることに気づいた、配布する目的として考えた場合に、裁判所での用事が済む前にしっかり目に留まって、持っていってくださいというスタンスだとありがたいという御意見を頂戴しました。これについては、正面玄関側の北側エレベーターへ向かう動線に1か所、南側エレベーターへ向かう動線に1か所、南側エレベーターへ向かう動線に1か所、置き場所を変更しました。またこのようなお気づきの点などがございましたら、御教示いただければ幸いです。

◆ 令和元年10月の第48回地裁委員会では、「民事訴訟のIT化について」を議題とし、御説明や質疑応答をさせていただき、御意見も頂戴しました。東京地裁民事部では、その後、民事裁判のIT化におけるフェーズ1の運用、すなわち、争点整理手続である弁論準備手続や書面による準備手続においてウェブ会議を利用する手続について、令和2年2月から、第1次試行が当時の21か部で開始されました。その後、第2次試行が9か部で前倒しで6月から開始され、第3次試行が残りの17か部で前倒しで9月から開始されたことによって、民事部のすべての訴訟部においてフェーズ1の運用が開始され、ウェブ会議の実施が可能となっています。東京地裁では、まずは、相手先と確実に接続した上で、ビデオ通話機能を利用した基本的な手続を円滑に実践し、ウェブ会議による手続の定着を図っていくことが重要であるとの方針で取り組んできており、大きな問題もなく概ね順調にスタートできたと考えております。ウェブ会議を経験した弁護士の方からも、電話よりも裁判所や相手方の顔を見て会話ができるのでわかりやすい、裁判所への往復の時間をほかに有効に利用できる、などと概ね好評のようです。

これまでのウェブ会議による期日指定の件数を見ますと、開始当初の2月が5件、3月が40件であり、また、1回目の緊急事態宣言期間中である4月及び5月は、期日が取り消されたため実施件数がありませんでしたが、その後、事件の再開の程度に合わせて増えてきており、6月が約20件、7月が約90件、8月が約190件、9月が約400件、10月が約640件、11月が約840件、12月が約1370件と増えてきております。本年に入ってからも、毎月約1200件程度の期日が実施されております。ウェブ会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止策としても有用であることから、積極的活用が進んでいるものと思われます。

なお、令和元年10月の地裁委員会では、ネットを使えない当事者等へのサポートや、ウェブ申立ての濫用についての対策が必要ではないかなどの御意見をいただき、 東京地裁からは、これらの点もフェーズ2・3に向けての研究会等で具体的に検討さ れるものと承知している旨お答えしたところです。その後発表されました「民事裁判手続等IT化研究会報告書」において、オンライン申立ての関係で、ITに習熟していない者への配慮とサポート等や、濫用的な訴えを防止するための方策等が指摘・検討されており、フェーズ2・3に向けての法改正を検討している法制審議会においてもこれらの点が議論されているものと承知しております。

東京地裁としても、今後とも、法制審議会における検討を注視しつつ、民事訴訟の IT化を積極的かつ円滑に進めていきたいと考えております。

◆ 第49回の「裁判所における外国人の対応」の際には、定型的な文章やパンフレットも多言語化し、外国人の裁判を受ける権利の入口を整備してもらいたいという御意見を頂戴しました。最高裁にも確認しましたが、事件の手続に関する外国語のパンフレットやリーフレットで新たに作成しているものはございませんでした。また、各庁で独自に作成しているものもございませんでした。この点については、適当なものが整備できないか、引き続き検討していきたいと思います。

ちなみに、外国語に堪能な裁判所職員の中から事前にサポートスタッフとして登録し、窓口等において日本語による会話が難しい外国人への対応を求められたときに、各部署などからの要請に基づいて対応するという外国人サポートスタッフ制度についても御説明しました。年間30件程度の利用実績があると申し上げましたが、昨年は、コロナの影響もあってか、19件の利用に留まっておりました。

◆ 前回第51回の「裁判所における新型コロナウイルス感染症対応等について」の際には、最高裁が感染症の専門家に相談していることをお伝えしておりました。そうしたところ、昨年12月に、最高裁において、専門家の助言を得て、公衆衛生学等の専門的知見に基づいた、裁判所における感染防止対策についての考え方が整理され、全国の裁判所に周知されました。

当庁管内においても、裁判所に来庁される皆様に御安心いただけるよう、専門家による助言を踏まえた感染防止対策を徹底した上で、原則として、通常どおり裁判業務を継続しております。1月7日に政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられ、3月7日まで同宣言が延長されておりますが、同宣言下においても同様の対応を継続しております。今後も状況を見ながら、見直しを行うことも含めて検討していきたいと思います。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「調停制度について―医療調停,知財調停,企業の私的整理に関する特定調停」

第8 次回の開催期日について

令和3年6月22日(火)午後3時30分